

特殊勤務手当に関する条例の改正案は可決 ～6月定例会～

3月議会で提案され否決になった特殊勤務手当条例の改正案が、6月議会で激変緩和措置を講じた形で提出されました。(右表をご覧ください。)

このうち、団体交渉権のない消防にあっては職員アンケートの結果を待つべきと、消防防災手当の改正を除いた修正案が浜田佳資議員(日本共産党)、井上充生議員(凜翔)から提出されました。

しかし、手当を廃止しても定期昇給分で相殺されるので生活への影響はほとんどなく、何よりも夜間勤務手当と時間外手当という手当内容の重複、本来業務である火災水防出動、救急出動手当等は市民の理解を得られないものです。塩見は、アンケート結果を待つまでもないと考え、原案に賛成しました。

●主な改正内容

手当の種類	現行	改正後
市税滞納徴収	日額 300 円	廃止
清掃作業	日額 750 円	二段階で廃止
消防夜間手当	勤務した者	従事した者
火災水防出動	1 回 500 円	二段階で廃止
救急業務手当	1 回 300 円	二段階で廃止
(救急救命士)	救急業務 1 回 500 円	消防業務 月額 1000 円
災害派遣業務手当	—	新設

*網掛け部分は修正案では改正対象からはずれた手当

指定管理者制度について調査 ～企画総務委員会テーマ別調査～

生駒市議会は、平成 20 年度から議会改革の一環で、常任委員会の視察目的を明確にするため、年間調査テーマを定め、テーマに沿った視察や市の政務調査を行い、結果報告や市への提言を行うよう努めています。(ただし、今は委員会ごとの決定です。)

今年度は、都市建設委員会(白本和久委員長)を除く 3 常任委員会でテーマ別調査を実施することが 6 月定例会で決まりました。(右表をご参照ください。)

●企画総務委員会テーマ別調査工程

9 月定例会まで	先進地視察(モニタリング制度の調査)と評価方法の考察
12 月定例会まで	市内指定管理者管理運営施設の現地調査
3 月定例会まで	生駒市の指定管理者評価制度の検証と市への提言まとめ
3 月定例会	議長に報告書提出

塩見は、今年冬に開催した議会報告会で市民からご意見があがっていたこともあり、指定管理者制度の検証を左のような工程で行うことを企画総務委員会(中浦新悟委員長)において井上委員、浜田委員とともに提案、可決しました。まずは、第三者評価で施設のそれぞれの性質にあった評価手法を実践している横浜市と第三者評価で施設従事者の労働環境を評価項目に入れている千代田区で評価手法を調査してまいります。

*平成24年度常任委員会 テーマ別調査項目

- 企画総務委員会
指定管理者制度について
- 市民福祉委員会
障がい者の自立と支援について
- 環境文教委員会
今後の学校給食の在り方について

議会と行政の認識のズレ?と議会の限界と

病院事業特別委員会

6月 21 日に開催された病院事業特別委員会(上原しのぶ委員長)で、病院の設計変更に伴い、増床スペース、手術室の数、地下駐車場等の需要根拠を示す資料を請求するという提案と、市立病院の指定管理者である徳洲会の徳田理事長に特別委員会で面会に行くという提案が委員からありました。

このうち、資料請求については、山下市長が「資料は出せない、なんとすれば・・・」と手元の資料を見ながら説明をはじめられたので、委員からも委員外議員からも「今見ている資料を出してくれればいいじゃないか!」となり、提案は可決。

市長は職員の時間がとられると渋っておいででしたが、思うに、「資料」に対する認識が議会と行政で異なるのかもしれない。行政は、議会での説明用にいつも美しい体裁の資料を作ってくれますが、実は内容がわかれば体裁はどうだってよくて、こういうところでもっと事務の合理化が図れるのではないかとおもいます。

また、徳洲会理事長に面会のため湘南鎌倉病院へ

「視察」に行くという提案については、たとえば指定管理者の指定で大もめしていた時期であれば、まだ直接お会いして話を聞き疑問をたずね、意見交換をするということも有効であったでしょうが、もう指定管理者に決定している今の時期では、調査目的が不明確で公費の支出に市民の理解が得られない、「表敬訪問」であれば執行機関の長である市長が行くべきで、委員会調査としては不相当であるとして否決。

この否決について市長は6月 24 日のタウンミーティングで批判しておいででしたが、委員会には市長のような交際費があるわけでもなく、病気の理事長に代わる方に説明にお越しいただくにしても地方自治法上「参考人の出頭」(第 109 条第 6 項)という仰々しい方法しかありません。法治国家の議会(行政だって同じはず)でビジネスの機微のようなことを説かれても、無理なものは無理。(と、これまで病院関連議案に賛成してきた私ですら思います。)個々の議員が私費で行くなら問題ないでしょうが。

法の趣旨、生かすも殺すも取り組み次第

「地域主権改革一括法」施行に伴う課題について～6月定例会一般質問

昨年「地方主権改革一括法」(「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」)が公布されました。これによってこれまで国が定めていた公営住宅の入所基準や介護施設等の設置や従事者の員数基準、道路構造の技術的基準、特定公園施設のバリアフリー基準などを市独自で条例で定められるようになったほか、家庭用品表示に関して業者への立入、自動車騒音の監視、風致地区建築行為の許可など、県から市へ事務権限が委譲されたことで、従来よりもきめ細かな住民サービスやワンストップサービス化がはかれるようになりました。ただし、これはあくまで制度上のこと。制度の活用、運用次第では以前と変わらない、というようなことにもなりかねず、市の一括法施行に伴う対応について質問しました。

Q【塩見】地域主権改革一括法について市はどのように評価しているか?

A【今井企画財政部長】条例委任で市の実情に応じたサービス提供が可能になり、権限移譲で自治体の創意工夫による独自施策ができるようになるため自治体間の競争、格差が広がる。

Q【塩見】権限移譲に伴う課題は?

A【今井企画財政部長】財政的人的負担が増えるが、国に税源移譲を求めるとともに、効率的な事務処理等に努める。

Q【塩見】条例整備に向けての市の基本姿勢とプロセス、スケジュールは?

A【今井企画財政部長】他市実例や本市の状況を踏まえたうえで適切な基準を制定。県内他市との調整、他市の情報を収集のうえ条例案を検証し、12月議会で提案予定。

Q【塩見】一括法の趣旨を汲み取るならば、地域住民や事業者らとともに地域の実情に合った基準を策定できるよう協議の場を設けたり、静岡市のように制定の根拠とともに条例案を示してパブリックコメントをとったりすることは考えていないか?

A【今井企画財政部長】時間と機会があれば市民のご意見を反映したい。パブリックコメントは必要の有無を考えながら検討したい。

*本欄 Q&A は部分要約です。

地方分権ということだけが先行していて、日常、実感がありません。でも、独自で分権のページを開いて何がどう変わったのかわかりやすく市民に解説する自治体も!



久々の質問でやや緊張...欲張って質問事項を増やしたばかりに時間が足りなかったのは反省。

決算審査特別委員会で市の事務事業評価実施へ

これまで決算審査は10月末から11月上旬に行われ、12月定例会で決算認定されていました。

しかし、従来の審査スケジュールと方法では次年度予算に決算審査で出た意見を反映できず、審査も事業の執行状況の確認程度で、事業そのものや方法の妥当性の検証にまで至らないという課題がありました。

そこで、前任期、事業評価シートのフォームを作って当時の「議会改革に関する検討会」で決算審査方法の見直しを議題にあげるよう提案しましたが、もう改選が近いという理由で採択されず。今任期「議会改革特別委員会」で改めて審査事項にあげられ、具体的な審査の手法や流れを検討した結果、今年度から決算審査を9月定例会中に行うとともに、市の事業評価を導入することになりました。(裏面をご参照ください。)

これに伴い、7月、8月にも対象事業の選定や事業評価が行えるよう、6月に決算審査特別委員会を設置しました。(井上充生委員長)

委員会は、各常任委員会から3名ずつ、会派構成を考慮して12名の委員で構成されています。塩見も委員に入りました。

劇的?ピフォーアフター 【アフター】 ← 【ピフォー】

作:しおみまきこ

